

◇鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境影響評価法の一部が改正され、環境影響評価方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けされたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業者は、知事及び市町村長に対し環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないものとする。
- (2) 事業者は、方法書及びその要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。
- (3) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとする。
- (4) (2)は、環境影響評価準備書及び環境影響評価書に準用する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇天神川流域下水道条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正され、下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を条例で定めることとされたことに伴い、天神川流域下水道に係るこれらの基準について定める。

2 条例の概要

- (1) 天神川流域下水道の構造は、次の基準に適合しなければならないものとする。
 - ア 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
 - (ア) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - (イ) コンクリート等の耐水性の材料で造り、漏水及び地下水の浸入を最少限度にする措置が講じられていること。
 - (ウ) 屋外にあるものには、覆いや柵の設置等下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
 - (エ) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分は、ステンレス鋼等の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
 - (オ) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良等の措置が講じられていること。
 - イ 排水施設の構造の基準
 - (ア) 排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
 - (イ) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分に水勢を緩和する措置が講じられていること。
 - (ウ) 暗渠等の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所に、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
 - (エ) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所等にマンホールを設ける

こと。

(オ) ます又はマンホールには、密閉できる蓋を設けること。

ウ 処理施設の構造の基準

(ア) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

(イ) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置が講じられていること。

(2) 終末処理場の維持管理は、次により行うものとする。

ア 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

イ 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去すること。

ウ 急速濾過設備は、濾床が詰まらないように定期的に洗浄等を行い、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

エ アからウまでのほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

オ 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

カ オのほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置を講ずること。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民法の一部が改正され、未成年者の後見人に法人を選任できることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 未成年者の浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、その法定代理人である法人の役員が欠格要件に該当することを加える。

(2) 浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者を加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

岩美町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定し、環境美化の促進に取り組むことに鑑み、岩美町の区域を条例の適用除外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定を適用しない区域に岩美郡岩美町を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公営住宅法の一部改正に伴い同居親族要件を廃止するとともに敷金から控除することができる未納の使用料の種類を追加する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - ア 入居者の資格から同居親族があることという要件を廃止する。
 - イ 入居者と同居できる者を、親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者に限ることを明示する。
 - ウ 敷金の中から控除するものとして、未納の水道及び下水道の使用料を加える。
 - エ 家賃を滞納している者のうち知事の指示に基づき計画的に未納の家賃を弁済しているものについては、駐車場の使用を認める。
 - オ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
公営住宅法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする(1)ア、オ及び(2)を除き、公布日とする。

◇鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
長期優良住宅の建設の促進を図るため、環境配慮住宅に対する助成要件及び助成額を見直す等所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 環境配慮住宅の要件に長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていることを加えるとともに、その建設等に対する加算額を1戸につき17万円（現行 7万円）とする。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
附属機関の委員その他の構成員の報酬の額が改正されたことに伴い、収用委員会の審理等のために出頭させた参考人の手当の額を改める。
- 2 条例の概要
 - (1) 参考人の手当の額は、1日につき10,100円（現行 10,200円）とする。
 - (2) 施行期日は、公布日とする。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、土地を譲渡しようとする場合の届出義務の適用除外となる土地の面積の規模について、市の区域については市が条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 土地の譲渡について届出義務の適用除外となる土地の面積の規模を100平方メートル未満とする区域を町村の区域内の都市計画区域に限る。
 - (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
事業棚卸しにより抜本的見直しとされたことを受けて、鳥取県立鳥取港海友館を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立鳥取港海友館は、廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。